

## 松田町英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、英検を受験する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、松田町英語検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 町内在住であり、町内外関わらず小中学校へ通学する小学校1年生から中学3年生までをいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、その他当該児童生徒を養育している者をいう。
- (3) 本会場 公益財団法人日本英語検定協会が指定する英語検定会場をいう。
- (4) 準会場 松田町立小中学校など県内、県外の学校等をいう。
- (5) 検定料 本会場又は準会場で実施する英検に支払う費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本会場又は準会場で受験した児童生徒の保護者とし、申請は、当該年度で児童生徒1人につき1回限りとする。

2 前項の申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴

力団員ではできないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、検定料の額とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、松田町英語検定料補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、英検の受験日から30日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 検定料の支払を証する書類の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、速やかに審査し、松田町英語検定料補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項により補助金の交付を受けることとなった申請者は、松田町英語検定料補助金交付請求書(第3号様式)により補助金を請求するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布された日から施行する。